

道路管理者をはじめとする他の管理者とのリスク情報の 共有等のあり方について

- ・ 下水道の全国特別重点調査に対する道路管理者等への協力要請
- ・ 地下占用事業者との情報共有の強化
- ・ 道路陥没のリスク箇所の調査・傾向分析
- ・ 道路陥没による被害を軽減する技術の導入に向けて

下水道の全国特別重点調査に対する道路管理者等への協力要請

- 下水道の全国特別重点調査が円滑に進むよう、「道路管理者」、「下水道以外の地下占用事業者」、「関係省庁」へ協力要請の通知等した他、関係者への説明会を整備局単位で開催
- 道路管理者には、所有する過去の道路陥没履歴、路面下空洞調査結果や地質情報などを下水道事業者に提供する事や、道路上での作業に関し相談があった場合に協力するよう要請

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Press Release

令和7年3月18日 水管理・国土保全局下水道事業課
(上下水道審議官グループ)

有識者委員会の提言を踏まえ
「下水管路の全国特別重点調査」の実施を要請します
～下水管路に起因する道路陥没事故の未然防止に向けて～

令和7年2月21日に設置した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（委員長：家田仁 政策研究大学院大学特別教授）」において、下水管路の全国特別重点調査の実施について提言がとりまとめられました。本提言を踏まえ、地方公共団体に対して「下水管路の全国特別重点調査」の実施を要請します。

1 全国特別重点調査の趣旨
令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省では、2月21日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置しました。
今般、同委員会において、今回と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安全・安心が得られるよう、下水管路の全国特別重点調査を実施すべきとの提言がとりまとめられました。
この提言を踏まえ、国土交通省として、地方公共団体に対して下水管路の全国特別重点調査の実施を要請します。

2 提言の内容
別添資料参照

3 調査対象
管径2m以上かつ平成6年度以前に設置された下水管路
なお、調査対象のうち、以下の①～④のいずれかに該当する箇所の調査を優先的に実施
① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所
② 管路の腐食しやすい箇所
③ 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所
④ その他（沈砂池の堆積土砂が顕著に増加した処理場・ポンプ場につながる管路）

問い合わせ先
水管理・国土保全局 下水道事業課 事業マネジメント推進室
(上下水道審議官グループ)
課長補佐 土師、資産管理係長 岩井
TEL : 03-5253-8111 (内線34232、34225) 03-5253-8431 (直通)



3月18日(火)

○下水道調査への協力要請の通知

(道路局⇒道路管理者、地下占用事業者(電気、通信、ガス等))
※総務省、経産省、農水省、警察庁へも参考送付



3月19日(水)

○全国説明会(下水道事業者を対象)

説明者: 本省水局 上下水道G
対象者: 下水道事業者(都道府県、政令市)、整備局河川部
内 容: 全国特別重点調査について依頼、詳細説明



3月25日(火)～28日(金)※地方整備局単位で各1回開催

○地方説明会(道路管理者、全ての地下占用事業者を対象)

説明者: 整備局河川部、道路部
対象者: 下水道事業者、道路管理者(国、自治体)、
下水道以外の地下占用事業者

内 容: 全国特別重点調査の概要(河川部)
道路管理者に向けて特別重点調査への協力依頼(道路部)
地下占用事業者に向けて適切な維持管理への依頼(〃)
地下占用物連絡会議の設置の方針(〃)

地下占用事業者との情報共有の強化(地下占用物連絡会議の設置①)

- 道路管理者と地下占用事業者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組の状況共有などを行う場を、道路メンテナンス会議の下部組織として設置。

道路と交差等※ する施設 道路管理者 (道路法)	道路(道路法)				その他		新たに 設置
	高速会社 管理道路	直轄 管理道路	公社 管理道路	都道府県・ 市町村 管理道路	鉄道	跨道橋 (鉄道除く)	
高速会社					道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】	道路鉄道 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】	跨道橋 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】
直轄					<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所
公社							
都道府県 市区町村							

※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む 2

<地下占用物連絡会議の概要>

■ 地下占用物連絡会議の位置付け

- ・「道路メンテナンス会議」の下部組織として設置
- ・事務局は各都道府県の道路メンテナンス会議とりまとめ国道事務所

■ 対象施設

- ・高速道路、直轄国道、公社道路及び補助国道、都道府県道、市町村道に関する道路地下の鉄道施設、通信関係施設、電力関係施設、ガス関係施設、上下水道施設、その他必要と認める施設

■ メンバー

- ・上記「対象施設」の占用者及び関係する道路管理者

■ 調整・共有内容

- ・占用者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
- ・道路管理者による路面下空洞調査結果
- ・前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
- ・その他、道路陥没対策に寄与する情報等

■ 開催頻度

- ・年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催

(参考)道路メンテナンス会議

- 関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、「道路メンテナンス会議」を設置。
※平成26年7月7日までに全都道府県で設置

体制

- ・地方整備局(直轄事務所)
- ・地方公共団体(都道府県、市町村)
- ・高速道路会社(NEXCO・首都高速・阪神高速・本四高速)
- ・道路公社

役割

1. 維持管理等に関する情報共有
 2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進
 3. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
 4. 技術的な相談対応
- 等



会議状況
(令和5年11月29日 鹿児島県道路メンテナンス会議)

地下占用事業者との情報共有の強化(管理状況の報告義務)

▶直轄国道では占用者に対して占用物の管理状況を報告する義務を占用許可条件として規定。
⇒今後、都道府県、市区町村においても同様の取組を進めるような仕組みを検討。

占用物件の維持管理について

■ 運用規定

「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化 ガイドライン（令和元年5月30日）」（運用）

※ 直轄国道においては、占用者から道路管理者への報告義務を許可条件として規定。

※ 自治体には技術的助言として送付。



都道府県では、約 64 % (30自治体／47都道府県)

市区町村では、約 17 % (198自治体／1,198自治体※)

※1,741市区町村のうち回答のあった自治体

(令和7年2月28日時点)

において、ガイドラインを踏まえ、国と同様の取組を行っている。

関係箇所

■ 道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン(抄)

第3 占用許可事務における道路管理者の対応

1 許可審査における確認事項

(2) 占用物件の安全性

占用物件の占用期間満了に伴う更新時には、必要に応じて直近の管理状況について確認すること。

2 許可条件

(2) 物件の種別に応じて附すべき許可条件

ア 第4の1に定める確認が必要な占用物件 ※

・「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から…
占用許可後、5年が経過する時期を基本として、…占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告すること」

※ その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一緒に機能する占用物件並びに跨道橋

宛名（道路管理者）

【報告様式】
氏名

占用許可物件の安全性について

占用物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。

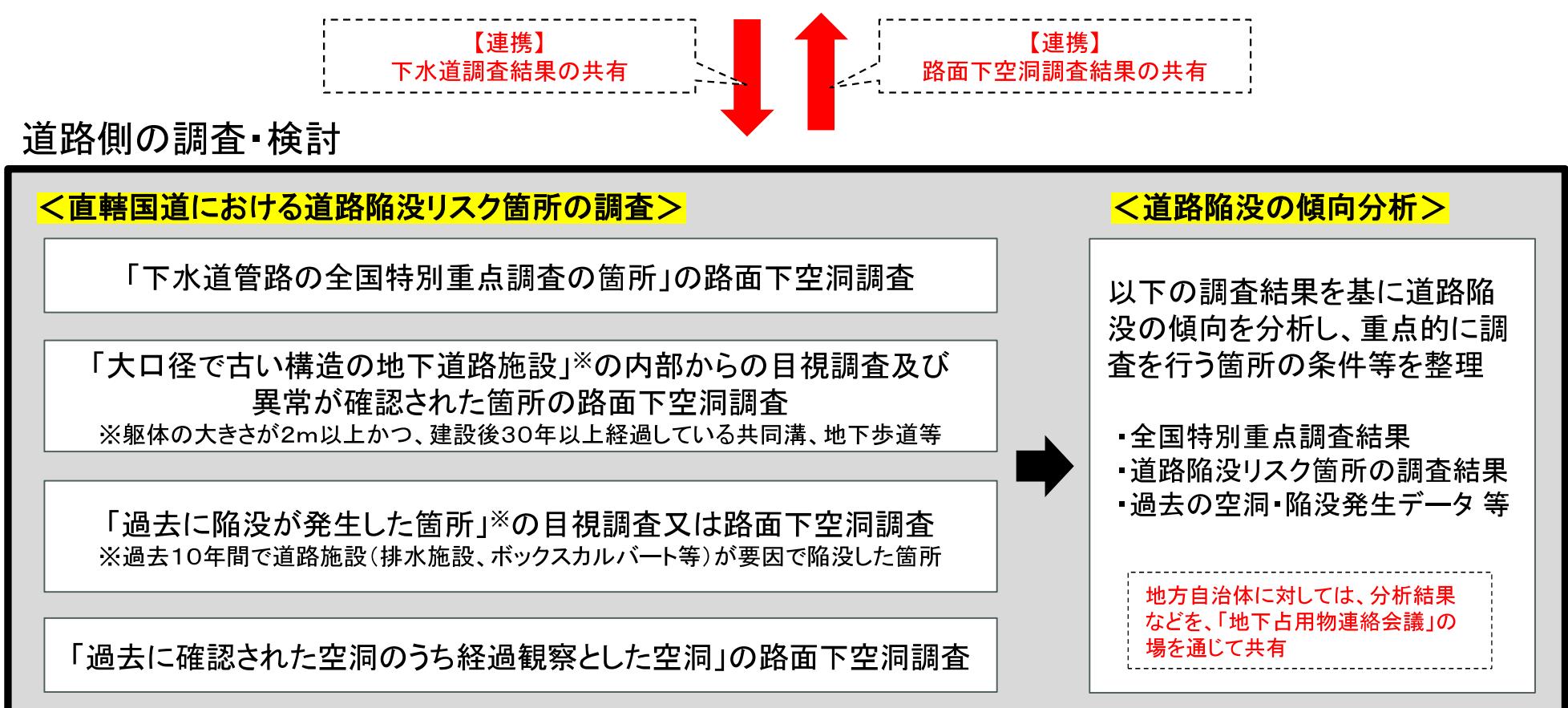
記

占用物件の名称	占用物件の安全性	備考
○○○	〔記載例〕 ○年～○年に実施した○○に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占用物件の安全性を確認	※可能な範囲内において数量等を記載。

道路陥没のリスク箇所の調査・傾向分析

- 下水管路の全国特別重点調査に併せ、直轄国道の道路陥没リスク箇所を調査
- その上で、道路陥没の傾向分析を行い、重点的に調査を行う箇所の条件などを整理
⇒リスク箇所の調査結果については下水道と共有
- ⇒傾向分析の結果等は、各道路管理者・地下占用事業者に共有(地下占用物連絡会議)

下水管路の全国特別重点調査



道路陥没による被害を軽減する技術の導入に向けて

➤ 道路陥没による被害を軽減する調査及び施工等技術の導入促進に向けた手続きに着手。

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Press Release

令和7年3月18日 道路局国道・技術課

道路における新技術導入促進を支援する第三者機関等を公募します
～新技術導入促進に向けた体制強化～

国土交通省道路局では良い技術は活用するという方針の下、新技術の開発・導入を促進しており、毎年度の取組を新技術導入促進計画として見える化しています。今般、令和7年3月12日に開催した「第14回道路技術懇談会（座長：久田真東北大学大学院教授）」において、令和7年度新技術導入促進計画（案）を提示しました。

今後、新技術の導入を促進するために、国土交通省道路局と連携して新技術の活用に必要な技術基準類の検討や技術の実証を行うための第三者機関等（以下、「導入促進機関」という）を公募することにしましたので、お知らせします。

公募期間 令和7年3月18日（火）～令和7年4月18日（金）

公募内容 令和7年度新技術導入促進計画（案）のうち8テーマの導入促進機関
※公募テーマについては別添1、2参照

業務内容 各テーマに関して、
・専門家等からなる技術検討委員会を設置・運営
・道路における直轄工事等において、技術を活用するために必要な方策（要求性能、性能の確認方法、従来技術との比較等）を検討

その他 令和7年度新技術導入促進計画（案）、公募要領は別添1、2のとおり

※国土交通省 HP (<https://www.mlit.go.jp/road/tech/index.html>) よりダウンロードして下さい。

＜お問い合わせ先＞
道路局国道・技術課 企画専門官 本村、係長 森
代表：03-5253-8111（内線37862、37855）
直通：03-5253-8498



■道路陥没による被害を軽減する調査及び施工等技術

技術名	ニーズ	改定・策定予定の技術基準等
路面下空洞に強い道路構造技術	路面下空洞が発生した場合に、脆性的な破壊を防ぐことが可能な技術、陥没に至る前に変状等が確認できる技術	技術性能力タログ（案）
路面下のより深い位置の空洞を探査・検知できる技術	より深い位置の空洞を探査・検知できる技術（探査技術、センシング技術等）	技術性能力タログ（案）